大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)カワチ薬品石巻伊原津店 石巻市伊原津二丁目75 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二 栃木県小山市大字卒島1293番地

- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音に関する事項

早朝及び夜間帯の来客車両、従業員車両及び商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。

(2) 振動に関する事項

振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。

(3) 光害に関する事項

屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。

(4) その他の事項

近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。 また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解 を得た上で適切に行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報 コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年7月24日まで(ただし、閉庁日を除く。)